

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び 事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	247 地区	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
コーディネート及び 事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	265 地区	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	107%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,802	61,583	105,745
都市再生事業等に係る 民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	1.4 兆円	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
都市再生事業等に係る 建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	1.7 兆円	行政コスト（百万円）	171,496	122,639	98,939	61,779	105,991
達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	121%	従事人員数（人）	752	773	782	785	777
都市再生事業等に係る 経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	2.8 兆円						
都市再生事業等に係る 経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	3.4 兆円						
達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	121%						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 247 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆4,000億円規模 経済波及効果 2兆8,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。 ・ 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 265 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆7,000億円規模 経済波及効果 3兆4,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 130 地方公共団体 ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 50 地方公共団体 	<p><評定と根拠> I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>令和5年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、265地区でコーディネート及び事業を実施した。また、各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆7,000億円規模、経済波及効果3兆4,000億円規模の実績をあげており、いずれも計画値を上回って達成した。</p> <p>地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで機構の認知度が向上するとともに、地方公共団体からの要請に対応できる体制等の整備を行うなどして、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市の防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や地方都市等における地域の特性や資源を活かしたまちづくり、</p>	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、交流・滞在空間の創出も視野に、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <p>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</p>		<p>安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成し得なかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当た</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当た</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進め、令和2年度に開業した東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅については、令和5年7月に拡張工事完成を迎えた。</p> <p>「虎ノ門一丁目東地区（東京都港</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進め、令和2年度に開業した東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅については、令和5年7月に拡張工事完成を迎えた。</p> <p>「虎ノ門一丁目東地区（東京都港</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異なる権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、まちづくりガイドライン等の策定支援から事業・コーディネートの実施、エリアマネジメント活動や組合施行再開への参画まで、多面的・継続的なエリアへの関与により、まちの成長を促し、民間の活発な投資を誘導している。新駅整備については、周辺のま</p>

	<p>っては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>っては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>区)」においては、地権者及び参加組合員として組合施行再開発に参画し、市街地再開発事業を推進。令和6年1月に着工した。</p> <p>また、地域活動拠点について、令和5年6月にリニューアル開業を迎えた。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、過年度から継続している駅北周辺地区と駅街区地区に加え、令和5年度に土地区画整理事業認可を迎えた西口地区を合わせた3地区について、事業を着実に推進した。</p> <p>「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、市街地再開発事業の施行者として着実に事業を推進し、令和5年8月に事業計画認可を迎えた。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施しており、令和6年度の先行まちびらきに向けて、事業を着実に推進している。</p>	<p>ちづくりを一体的に進めるための事業調整を担う機構が事業主体となり、交通結節機能の強化に不可欠な駅の整備を実施。新駅の開業を迎え、高度利用街区が集積するビジネス拠点へと変貌を遂げるエリアにおいて、国際競争力強化に資する交通結節機能の強化が図られている。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、スケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。隣接して施行する再開発事業、環状4号線整備、連立立体交差事業等の事業関係者と、スケジュールを密に調整して事業を推進し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p> <p>「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、特定緊急輸送道路である青山通り沿道の耐震化と、都営住宅跡地の大規模利用転換を行い、青山の地域資源である文化・人材と緑を活かした「文化・流行の発信拠点」の創出が図られている。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積</p>
--	---	---	--	--	---

				<p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、鉄道各社の駅等をつなぐ公共動線の実現に不可欠な新駅ビルとその周辺の公共施設の整備が求められており、事業間の計画調整などを行い、一体的な整備を推進し、令和6年3月に新駅ビルの起工式を迎えた。</p>	<p>地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、機構の経験・ノウハウを活かして市・鉄道事業者間の計画調整を実施し、新駅ビルと公共施設を一体で整備する計画となっている。本整備を通じて、鉄道各社の駅をつなぐ公共動線や人と公共交通優先の道路空間となる「えきまち空間」の実現に貢献し、市の重要施策である三宮周辺の再整備を推進する。</p>
<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国が進める「新しいまちづくりのモデル都市」（国土交通省、内閣府）、「ウォーカーブル推進都市」（国土交通省）への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み上げることで、機構の認知度が向上し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等してきたことにより、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体が進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げる KPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、130 の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、市や地元のニーズ</p>	

	<p>整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完するとともに、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和5年7月には再開発事業で整備する「米百俵プレイス」が開業した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、令和5年10月には権利変換計画認可を迎えた。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、取得した土地に、民間事業者が建物のリノベーションを行った宿泊施設が開設され、地元のまちづくり機運を醸成した。令和5年度には新たに土地を取得し、着実に事業を推進している。また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した社会実験を実施している。</p> <p>「沼津駅周辺地区（静岡県沼津市）」においては、沼津市と共同でヒト中心のまちづくりを実践するプロジェクト「OPEN NUMAZU」を実施し、令和5年度は、半年間にわたり公共空間に椅子や机を常設するといっ</p>	<p>に応じて、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することでコンパクトシティの実現に寄与するとともに、隣接街区で土地を取得し、その活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や、事業区域内に位置する変電所の機能中断を伴わない直接移転・更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、策定支援を行った「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。</p> <p>「沼津駅周辺地区（静岡県沼津市）」においては、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」に基づいて進められているプロジェクトを支援し、沼津駅前の保有地を活用し人々にとって使いやすく高質で魅力ある、</p>	
--	---	---	--	---	---	--

				<p>たまちなかの公共空間を活用するきっかけとなる社会実験を年度内に6回実施した。</p>	<p>ヒト中心の駅前空間への再編、中心市街地の活性化に寄与している。</p>
<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、密集市街地の整備改善、防災公園整備や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では東京 23 区を中心に多数の地方公共団体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして改善に着手した。令和 5 年度には全国 19 エリア（首都圏 17 エリア、関西圏 2 エリア）にて事業を実施した。</p> <p>防災公園については、令和 5 年度に 1 地区の整備が完了をした。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中、令和 5 年度は徳島県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や木密エリア不燃化促進事業や従前居住者用賃貸住宅の整備といった複数の手法を活用して、区と連携したまちづくりを推進している。令和 5 年度には、造幣局跡地の一部に誘致した大学が開校した。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>防災公園の整備によって、安全性に課題がある地域においては避難地が整備され、地域防災力向上に寄与した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、50 の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初の Park-PFI を導入した計画立案の実施や隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p>

				<p>「美波町（徳島県）」においては、平成 30 年の協力協定の締結以降、高台造成及び防災公園整備等の技術支援を継続して行っている。令和 5 年度は、ハード面の継続支援に加え、住民の防災意識向上につながるワークショップ等を開催した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、木密エリア不燃化促進事業による機動的な土地取得や主要生活道路の整備等、地区の特性に応じた多様な施策を実施して、安全・安心まちづくりを推進した。令和 5 年度には、地域住民の防災に関する意識醸成につながる「弥生町ぼうさい夏市」(R5.8)を地元と連携し開催した。</p> <p>「舞鶴公園（福岡県福岡市）」においては、機構が整備した防災公園が、令和 5 年 10 月に供用開始され、事業を完了した。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、過去に機構が整備した大規模公園施設の改修について、設計・工事を受注している。令和 5 年度はサッカー場バックスタンド改修工事が完了し、令和 6 年 1 月に供用開始された。</p>	<p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への取組と、サテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の取組が推進されている。機構のノウハウを活かした技術支援を行い、津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィス設置により町の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、狭隘道路と木造建築物が集積しており、発災時の市街地火災等の危険性が高いため、区と協働のうえ、多様なメニューを活用した総合的な支援を行うことで、区の目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献した。</p> <p>「舞鶴公園（福岡県福岡市）」においては、防災公園の供用開始により避難場所の拡充が図られ、福岡市中心部の防災性向上に寄与した。また、本事業により、福岡高等裁判所等跡地を防災公園として整備し、裁判所等の移転先の六本松地区の市街地整備を一体的に実施することで、福岡市内の公共公益施設再編に貢献した。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、機構がノウハウ・マンパワーを補完し、防災機能を持つサッカー場の再整備を限られたスケジュールを遵守して実施することで、危機管理体制の強化・サッカーを核としたまちづくりの推進という市の重要施策の実現に寄与</p>
	これまでの経験や専門知識を活か	これまでの経験や専門知識を活か			

	<p>しつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 8,000 億円規模の民間建築投資を誘発し、3 兆 6,000 億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>しつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和 5 年度中に 247 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 4,000 億円規模(累計で 2 兆 1,000 億円規模)の民間建築投資を誘発し、2 兆 8,000 億円規模(累計で 4 兆 2,000 億円規模)の経済波及効果を見込む。</p>			<p>している。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評定とする。</p>	
--	--	---	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に 1. 1 倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50回	—	10回	10回	10回	10回	10回	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27回	18回	34回	37回	45回	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	450%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,802	61,583	105,745
復旧・復興に資する機 構との関係構築を行っ た地方公共団体等の数 (計画値)	50団体	—	10団体	10団体	10団体	10団体	10団体	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
復旧・復興に資する機 構との関係構築を行っ た地方公共団体等の数 (実績値)	—	—	18団体	13団体	14団体	13団体	13団体	行政コスト（百万円）	171,496	122,639	98,939	61,779	105,991
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	130%	従事人員数（人）	752	773	782	785	777

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行ったか。 ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 45回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 延べ379人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 12回 	<p><評定と根拠> I-1-(2)</p> <p>評定：S</p> <p><評価の概要></p> <p>発災時には国からの要請に基づき地方公共団体への支援を適切かつ迅速に実施した。</p> <p>特に被害が甚大であった令和6年能登半島地震においては、中期目標期間に取り組んできた災害対応支援登録者制度の創設等の体制整備や実践的な研修・訓練の継続的な実施が発災直後からのプッシュ型での情報収集を可能とし、被災地の状況や関係機関の初動対応状況を確認することで円滑な支援開始につながった。復旧支援として、応急仮設住宅建設支援等の支援要請に対し、被災地のニーズに応じた技術・経験を保有する職員を派遣した。現地で支援を行う応援職員の派遣元の地方公共団体が定期的に入れ替わる中、機構は継続して職員派遣を行い、複数の地方公共団体から派遣される応援職員が円滑に復旧支援を進められるよう現場をマネジメントする役割を担った。その他、大雨被害への支援として埼玉県、福岡県及び富山県における住家の被害認定業務の支援を行った、秋田県秋田市において、被害認定調査のマネジメントを行うことで、罹災証明書の早期発行に大いに寄与した。被災地において、当初は国の指示を受けて支援を行っていたが、機構の被災地支援でのノウハウを活用し現場の状況に応じた積極かつ自発的な支援を提供できる段階</p>	

					<p>までになったことも、質的にも大いに向上した点である。令和6年能登半島地震における復興支援において、都市局リエゾンと共に被災した7市町の復興に係る意向確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等の復興まちづくり計画策定支援を開始した。各種支援のため、令和5年度において1年間で過去4年間で大きく上回る延べ379人・日の職員を派遣し、被災者の生活再建支援等に大きく貢献した。</p> <p>平時においては、地方公共団体と顔の見える関係づくりに積極的に取り組むことで、令和5年度の計画値を上回る13県（達成率130%）と新たに関係を構築し、機構の団地や事業地区の有無に関わらず全ての都道府県と復旧・復興に資する関係構築が完了した。関係構築済団体に対しては、積極的かつ継続的な意見交換を通じ、災害対応に係る体制や人材育成等に関する課題把握に努めたほか、現地派遣の経験がある機構ならではの啓発活動を通じて関係の深化を図った。啓発活動においては、近年の災害の頻発化を踏まえ、被災経験の少ない地方公共団体においても防災意識が高まる中で、全国的な組織である機構が取り組むまちづくりや災害対応支援の経験・知見の提供希望も多く、計画値を大幅に上回る45回（達成率450%）の研修・啓発活動を実施した。研修については、これまで機構が培った平時から復興までの各フェーズにおける知見やノウハウに加え、流域治水に係る知見など近年の豪雨災害などの新たな社会課題</p>
--	--	--	--	--	---

					<p>に対応するメニューを組み込み「UR防災研修プログラム」としてパッケージ化した。同プログラムは地方公共団体等のニーズを踏まえ、これまでの災害対応や復興の現場での経験を基に、応急・復旧・復興の各フェーズを見据えて平時にどのように備えておくべきかについて、機構独自の視点を随所に盛り込んで解説したものであり、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与するとともに、被災経験の少ない地方公共団体へのノウハウ提供ツールとしても非常に高い評価を得ており、研修内容の質も向上しているといえる。</p> <p>以上により、関係構築及び啓発活動について定量目標を大幅に達成したことはもちろん、さらに、被災地での経験等を反映させた実践的な研修・訓練等を継続的に実施するなど、機構の災害対応に向けた体制強化を積み重ねてきた結果、令和6年能登半島地震において、復興支援も見据えた迅速かつ幅広い支援に繋がるなど、機構の災害対応が質的に大きく向上していることを総合して勘案し、S評価とした。</p> <p><具体的な事例・評価></p>
	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣、住家の被害認定調査等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等</p>		<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>令和5年梅雨前線等による大雨や令和6年能登半島地震において、職員延べ379人・日の支援を実施した。</p> <p>具体的内容としては、住家の被害認定業務支援（埼玉県、富山県、福岡県、秋田県秋田市、石川県。職員延べ71人・日）、応急仮設住宅建設支援（石川県。職員延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（石川</p>	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>豪雨や地震の発災前又は直後から、国・地方整備局へのメール連絡やリエゾン派遣による情報収集を迅速に実施した。</p> <p>令和5年梅雨前線による大雨等における住家の被害認定業務支援においては、埼玉県、富山県、福岡県内の市町村に向けた説明会において概要・留意点・調査方法等についての講義を実施したほか、住家被</p>

		を行う。		<p>県内灘町、宝達志水町、羽咋市。職員延べ21人・日)を実施したほか、令和6年能登半島地震においては、被災者に向けて、UR賃貸住宅の提供を行った。また、上記の災害を含めて、速やかな初動体制を敷けるよう国や地方整備局に対する情報収集を12回行った。</p>	<p>害が5,000棟を越え調査に時間を要していた秋田県秋田市へは、内閣府と調整の上、これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、被害認定調査の効率化に係る助言等の支援を実施し、調査期間の短縮に大きく貢献した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、発災日の元日から国等と連絡を取り合い、迅速に初動体制を構築した。1月4日にはURリエゾンとして職員2名を北陸地方整備局へ派遣、1月5日には被災宅地危険度判定に係る国土交通省都市局リエゾンとして職員1名を石川県庁に派遣するなどし、情報収集を行った。</p> <p>1月15日から、国土交通省住宅局の要請に基づき職員3名を石川県庁へ派遣(適時交代)し、仮設住宅建設に係る仕様・発注金額・用地の確認や、縄張り検査、完成検査といった支援を実施した。1月17日からは、内閣府の要請に基づき、職員2名を石川県庁へ派遣(適時交代)し、県内市町村ごとの住家の被害認定調査の進捗管理や個別質疑への対応を実施した。2月12日からは、国土交通省の要請に基づき、石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市における被災宅地危険度判定広域支援として、対象地区の割振りなど調査の進捗管理を実施した。</p> <p>また、被災者に向けて、生活支援アドバイザーを配置したUR賃貸住宅300戸を用意し、うち9戸が契約に至った。</p>
② 災害からの復興支援	② 災害からの復興支援				
これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等	これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等	これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等	これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等	令和6年能登半島地震においては、首相官邸から「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッ	令和6年能登半島地震においては、国土交通省の要請に基づき、同省都市局リエゾンと共に被災地方

	<p>積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成 28 年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>積極的な支援を行う。</p>		<p>「ケージ」が公表され、復興まちづくりにおいて国・機構の支援体制確保が明記されたことも鑑み、国土交通省の要請に基づき、同省都市局リエゾンと共に被災地方公共団体（石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町）に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集を実施している（職員延べ 35 人・日）。また、被災市町に対し、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案や、復興まちづくりにかかる支援実績に基づく事例紹介等を実施するとともに石川県金沢市に現地事務所の設置準備を推進した。（令和 6 年 4 月 16 日開所）</p> <p>令和 3 年度に流域治水関連法の整備及び防集法と機構法が改正されたことで、機構は防災集団移転促進事業地方公共団体からの委託による支援が可能となり、江の川水系においては、河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とする覚書を交換した江の川流域治水推進室に対して、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第 1 版】」に基づく地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施し、令和 5 年 12 月に同マスタープラン【第 2 版】が公表された。また、同事業の相談対応により、茨城県大洗町（那珂川水系涸沼川）と、令和 5 年 2 月に防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、令和 5 年度においても、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画策定に関する大臣同意に向けた支援を継続している。大洗町への支援の評判から、同水系の常陸河川国道事務所が主催するワークショップ</p>	<p>公共団体に対し、復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集を行い、被災市町の意向の確認や、機構が実施可能な市街地整備支援メニューの提案等を実施するとともに、石川県金沢市に現地事務所の設置準備を進め、被災地に寄り添う体制確保を推進した。</p> <p>茨城県大洗町とは、令和 5 年 2 月に機構法改正後初となる防災集団移転促進事業に係る受委託契約を締結した後、同町の事業推進に向けた支援を継続している。また、河川整備とまちづくりの一体的推進についての課題や提案等を水管理・国土保全局及び都市局に情報共有した。都市局に対しては、防災集団移転促進事業の活用及び制度改正に向けた状況や課題共有を実施し、令和 5 年度の防災集団移転促進事業に係る補助上限額の撤廃に繋がった。</p>	
--	---	-------------------	--	---	--	--

				<p>においてアドバイザーとして参加依頼を受け、知見の共有を図った。</p> <p>また、これまでの防災集団移転促進事業に係る相談対応等で得た知見を、水管理・国土保全局主催の「治水とまちづくり連携会議」や全国地方整備局にて定期開催される「全国都市防災・都市災害主管課長会議」等において説明するなどして、状況や課題を国に対しても適宜共有した。</p>		
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、災害復旧工事業務を含む復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>発災に備えた社内訓練については、本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練等への参画や、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練等計を4回実施した。また、人材育成やノウハウの蓄積・継承については、災害時に派遣する要員育成のための研修や、特定の災害や事業で得られたノウハウの継承を目的とした研修を計8回実施した。具体的には、出水期前に実施した住家の被害認定業務研修等の災害対応支援登録者の確保を目的とした研修や、近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修、復興事業・災害対応に係るノウハウ継承を目的とした復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修等を実施した。</p> <p>研修・啓発活動については、平時から復興までの各フェーズに応じた研修メニューを体系化するとともに、関係構築した地方公共団体へのヒアリングの中でニーズが高い流域治水に関するメニューや演習形式の研修を組み込み「UR防災研修プロ</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>計8回の研修の実施を通じて、復旧・復興支援に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積・継承を図るとともに、計4回の社内訓練の実施を通して、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。なお、災害発生の都度、研修内容や訓練の対象部署についても見直しを行い、次なる災害に備えることで、令和6年能登半島地震の際の迅速な初動対応へ繋がった。</p> <p>また、発災に備えた研修以外にも、災害対応全般に関する基礎研修や職位別研修、部門別研修において災害対応支援業務に係る説明を実施するなど、全職員の意識醸成にも取り組んだ。</p> <p>啓発活動は、関係構築先への積極的な働きかけや提供する研修の評判向上により、45回（計画値対比450%）実施し、地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>令和5年度は平時から復興までの各フェーズに応じた研修メニューを体系化し「UR防災研修プログラム」として提供を開始した。特に、住家の被害認定業務マネジメント研修においては受講先のニーズに</p>		

				<p>グラム」としてパッケージ化し、地方公共団体等のニーズに応じて提供を開始した。特に、これまで内閣府作成資料に基づく講義や演習を実施してきた住家の被害認定業務マネジメント研修においては、令和5年度から、過年度の調査計画策定支援や、調査の効率化に向けた支援で得られた教訓を取りまとめた独自資料を作成し、受講先のニーズに応じて構成を変更可能なオーダーメイド型の研修へ内容を強化した。加えて、令和4年度に続き2回目の開催となる機構主催の「UR防災セミナー」は、関係構築先や、UR防災専門家、その他イベントでの豊富な人脈を基に、発災後の時間軸に焦点を当てた内容とし、専門分野の異なる6名の有識者によるパネルディスカッション形式とし、748人が参加した。その他、国や地方公共団体が主催するイベントやセミナーへの登壇、国土交通省が主催する「関東大震災100年シンポジウム」への協力を実施した。その結果、数値目標を大きく上回る計45回の研修・啓発活動の実施に至った。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都府県等を皮切りに関係を構築してきたが、機構の積極的な働きかけにより、令和5年度に計画値の10団体を上回る13道県と新たに発災時の連絡体制を構築し、全都道府県との関係構築が完了した。また、平時においても相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施することで、各団体の災害対応に係るニーズや課題を把握し、それらに対応する研修や啓発活動の実</p>	<p>合わせオーダーメイド型研修とすることで好評を得た。また、東日本大震災の復興現場で実際に生じた重大局面を演習課題として設定し、実践対応力の養成を図る「復興まちづくりケースメソッド演習」においては、「公共施設の災害復旧事業における優先順位の判断(仮称)」をテーマとした新たなケースを作成中であり、令和6年度から正式に地方公共団体等へ提供する見込み。</p> <p>また、令和4年度に引き続き2回目の開催となる「UR防災セミナー」については、発災後の時間軸に焦点を当て、専門分野の異なる6名の有識者によるパネルディスカッション形式とし、様々な視点からの経験談をわかりやすく伝えたことで、地方公共団体職員のほかに学生や民間企業といった一般の参加者も多く獲得し、セミナー後のアンケートでは参加者748名のうち9割以上が「満足」と回答し、「さまざまな立場の話が聞けて良かった」「ぜひ継続して開催してほしい」と好評を得た。</p> <p>関係構築については、令和5年度は13道県(計画値対比130%)と新たに関係を構築し、全都道府県との関係構築が完了した。さらに、既に関係を構築した団体の防災や災害対応に係る課題及びニーズ把握によりUR防災研修プログラムの積極的な提供や研修内容の強化に繋がった。</p> <p>上記に加え、東京都が主催する都市復興訓練において、機構の震災復興事業で培った知見を活かし、実践的な訓練となるよう企画・運営のサ</p>
--	--	--	--	---	---

				<p>施につながった。</p> <p>上記以外にも、東京都が市区町村職員を対象として実施した「水害」「震災」による複合災害を想定した「都市復興訓練」においては、令和3年度より継続的にファシリテーター及び事務局として訓練の企画・運営をサポートしており、令和5年度は自治体ごとの復興方針案作成を課題設定するなどにより実践的な復興訓練となるよう支援を行ったほか、三重県が復興まちづくりの事前準備の機運醸成と対応力向上を図るため、市町村職員を対象として実施した研修において、津波被災地における復興計画の作成や住民との合意形成の知見を活かし、運営をサポートした。</p> <p>国立研究法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」という。）とは、災害に強い社会の実現に貢献することを目指した連携を継続している。具体的には、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究において、官民連携に関する現状・課題の把握と応援受援体制のあり方について、検討を実施した。</p>	<p>ポートをしており、令和5年度は前年度を上回る24区市の職員90名が参加し、災害対応力向上に貢献した。本訓練について、東京都から運営支援に対するお礼状を受領した。</p> <p>地方整備局に対しては、各地方整備局が主催する情報交換会等の会議体や訓練への参画、関東地方整備局と連携した関東防災連絡会における講義の実施や北陸地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結等により連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究については、内閣府が実施している調査と連携しながら、横断的な支援（パッケージ支援）の仕組みづくりへの貢献を目指し、調査から生活再建に至るまで一貫通貫型の研修を新たに開発し、令和6年度上期に試行的に提供する見込み。</p>
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協 定・覚書の件数 (計画値)	10件	—	2件	2件	2件	2件	2件	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007
海外の都市開発事業等 に関して締結した協 定・覚書の件数 (実績値)	—	—	2件	3件	2件	2件	5件	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	250%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,802	61,583	105,745
								経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706
								行政コスト（百万円）	171,496	122,639	98,939	61,779	105,991
								従事人員数（人）	34	39	43	42	41

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。特に、官民プラットフォーム(J-CODE)の活動強化や独立行政法人国際協力機構(JICA)及び株式会社海外交通・都市開発支援機構(JOIN)との連携強化により、案件形成につなげる。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 5件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 81件 <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を効果的に進めるため、国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進めた。海外のカウンターパートに対しては、各プロジェクトの事業進展の段階に応じた調査検討や計画策定等の支援を着実に行った。</p> <p>その結果、海外のカウンターパートと関係構築が順調に進展し、①インドネシア・ヌサンタラ新首都庁との「首都移転計画にかかる覚書」、②タイの大手民間企業との「新インターチェンジ周辺スマートシティ開発にかかる覚書」、③インドネシア・ジャカルタ都市高速鉄道公社(以下「MRTJ」という。)との「地下鉄駅周辺における公共交通指向型開発(以下「TOD」という。)にかかる覚書」、④ウクライナ・復興インフラ開発庁との「復興まちづくりにかかる覚書」、⑤オーストラリア・ビクトリア州政府との「メルボルン都市圏等の都市開発にかかる覚書」の計5件の海外の都市開発事業等に関する覚書を交換した。</p> <p>また、官民プラットフォーム等を</p>	<p><評定と根拠> I-1-(3)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>海外の都市開発等、とりわけ政府等の公的機関が関わる都市開発への我が国事業者の参入促進を目的として、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援業務を行っており、各国の多様なニーズに応じた支援を進めてきたほか、新たな関係構築や相手国機関との連携構築に向けて先方の公的機関等と協議を重ねた。</p> <p>オーストラリアの西シドニー地区、タイのバンサー地区、インドネシアのタナアバン地区では、現地での事業化検討支援とともに、官民プラットフォームや各種セミナー等を通じた日本企業の参入に向けた情報提供といった支援を継続することで、相手国における機構の認知度が向上した。その結果、技術協力と日本企業の参入を期待され、ビクトリア州政府、タイ大手民間企業、MRTJとの新たな関係構築が進み覚書交換につながり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向けた環境整備段階へ進捗している。</p> <p>また、ヌサンタラ新首都庁、復興インフラ開発庁では、いずれも国家的な事業等として、機構の持つ幅広い都市開発及び復興まちづくりの知見を活かした支援及び日本企業の進出を求められており、覚書交換に至った。</p> <p>この結果、計画値の2件を大きく</p>	

				<p>活用して、日本企業の進出に向けたセミナーや意見交換等による情報共有を進め、海外参入支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。 オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州政府と平成 30 年に交換した覚書に基づき、西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画（以下「西シドニー地区」という。）を対象に、計画調整を担う州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社（以下「WPCA」という。）に対して支援をしてきた。</p> <p>令和 5 年度は、令和 5 年 3 月に西シドニー地区への事業参画に関心を持つ日本企業を集めて組成した「西シドニー開発情報連絡会」により、セミナー等による情報提供を 8 回実施した。令和 4 年度に引き続き令和 5 年 9 月に WPCA と協同で開催したシドニー現地セミナー及びネットワークイベントでは、開発に関する情報提供に加え、日本企業と豪州企業のネットワークを実施した。このネットワークイベントには日本企業 16 社 36 名、オーストラリア企業 14 社 27 名が参加し、当開発に対する両国の関係を深化させ、令和 6 年度の先行開発エリア内の初期開発区画の公募に向け、日本企業の進出検討を後押しした。</p> <p>また、令和 6 年 3 月にビクトリア州政府と州における都市開発に係る協力関係構築を目的とした覚書を交換し、メルボルン市域の鉄道網の整備を契機とした再開発について、機構の知見を活かした技術的支援及び日系企業の参画支援について合意した。</p>	<p>上回り、単年度としてこれまでで最も多い 5 件の覚書を交換した。</p> <p><具体的な事例・評価> オーストラリアの西シドニー地区は、計画を進めるニューサウスウェールズ州政府から、機構の持つ大規模都市開発の知見提供及び日本企業誘致を期待されて支援を開始したものであり、州政府からの期待に応えるべく支援を進めている。「西シドニー開発情報連絡会」は、当事業への参画に興味を持つ日本企業 64 者（R6.3 時点）が参加し、WPCA によるマスタープラン説明会など、西シドニー開発に関する最新の情報提供を行った。令和 5 年 9 月に開催したシドニー現地セミナー及びネットワークイベントでは、日本企業 16 社 36 名、オーストラリア企業 14 社 27 名が参加し、延べ 88 回の日豪企業の個別面談が実施されたことにより、日本企業の当開発への関心を高めるとともに、オーストラリア企業からの日本企業との連携に対する期待にもつながった。これらの連絡会の活動を通して、令和 6 年度の先行街区の公募に向けて、当該事業における日本企業の進出が期待できる。</p> <p>ビクトリア州政府との覚書については、先方が機構の TOD 等の実績に関心を持ったことを契機として、機構のシドニー事務所が機構や日本の知見をさらに紹介した結果によるもので、日本及び機構の知見を今後の開発に活かすことができる重要な覚書の交換である。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>タイについては、国交省・タイ運輸省・タイ国鉄との間で令和2年度に交換した協力覚書に基づき、クルンテープ・アピワット中央駅周辺地区（以下「バンスー地区」という。）での大規模都市開発の基本計画策定支援を進めている。令和5年度は、日本におけるTODの事例視察案内及び意見交換を実施したほか、インフラ計画、開発ガイドライン、公募資料の作成等を支援するアドバイザー契約の締結に向けた協議を進めた。</p> <p>また、令和5年6月にタイの大手民間企業及び日本の民間企業と3者で、タイ国内で手掛けるスマートシティ開発（約1,000ha）のうち新インターチェンジ周辺地区約100haの大規模開発に係る協力関係構築を目的とした覚書を交換し、具体的な技術支援内容について協議を重ね、令和6年1月に当地区の基本構想及び基本計画作成業務の受託契約を締結した。</p>	<p>タイのバンスー地区は、バンコクの一大交通結節点に相応しいスマートシティの実現を目指すタイ政府の意向により、タイ運輸省及び事業主体のタイ国鉄からの要請を受けて検討を進めているもので、タイの国家プロジェクトとして社会的意義の高い事業であることから、国土交通省やJICAなどの日本政府関係機関と緊密に連携しながら検討を進めている。令和5年度は、事例視察案内等を通して、令和4年度に先方に提案した開発ビジョン等の実現に向けた理解の深化を図った。また、アドバイザー契約に向け、タイ財務省との協議や随意契約等の詳細な協議を重ね、令和6年度の契約締結とスマートシティ開発に向けた道筋を付けた。</p> <p>タイの大手民間企業との覚書については、機構が行った商業、住宅、公共空間が調和した大規模開発の視察を通じて機構に関心を持ったことで、関係構築につながった。海外の民間企業との関係構築の実現は、事業性が強く求められる民間事業者の計画に対しても、機構のノウハウ・技術力が有用であることを示した。覚書に基づき、相手側へのまちづくりコンセプトワードの提案や意見交換を行い、商習慣が異なる中で契約内容の協議を重ね、信頼を得たことで、基本構想及び基本計画作成業務の受託を実現させた。本受託契約は、海外インフラ展開法施行後に海外の民間企業から都市開発の計画策定業務を受託した初の事例であり、また、成長著しく日本企業の進出意欲が高い東南アジアでの初の受託事例でもある。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>インドネシアについては、令和3年度にジャカルタ首都圏交通統合公社（以下「MITJ」という。）との間で交換した覚書に基づき、タナアバン地区の TOD プロジェクトにおいて、事業の実現性や日本企業参画機会の創出を踏まえた検討を共同で実施した。また、令和5年6月には海外エコシティプロジェクト協議会（以下「J-CODE」という。）会員企業に当地区の案件紹介セミナーを開催し、18社36名が参加したほか、興味を持つ日本企業へ個別説明を実施し、参画に向けた企業の発掘を行った。令和5年8月に MITJ による同地区の公募が開始され、機構は J-CODE 会員企業を中心に日本企業50社に公募情報の提供を行った。公募の結果、インドネシアの民間企業が落札した。同覚書については、令和6年1月に、機構を日本企業の窓口とすることと、案件の具体化時に日本企業の投資を前提としたアドバイザー業務の実施を新たに位置付けた上で、2年間協力期間を延長することで覚書を更新し、引き続き TOD 案件組成を共同で進めることで合意した。</p> <p>また、MITJ への支援の評判が広まったことで、令和5年7月には、ジャカルタ首都特別州が保有する MRTJ との間で、TOD 分野における協力関係構築を目的とした覚書を交換し、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺における TOD プロジェクトの具体化及び日本企業参画機会創出に向けた検討を進めることで合意した。</p> <p>その他、令和5年5月には、インドネシアのヌサンタラ新首都庁と、</p>	<p>インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の交通渋滞が大きな社会課題となっており、MITJ との TOD の推進は社会課題解決に向けた大きな役割を担っている。そのような背景の中、令和3年度から検討を進めてきたタナアバン地区では日本企業の参画実現には繋がらなかったものの、高い関心を示した日本企業もあり、機構が事業の実現性を踏まえた技術支援を行った結果として現地の民間企業が落札し、TOD 実現に向けて大きく進展した。信頼関係を着実に積み重ねた結果、機構の技術支援が MITJ 側から高く評価され、令和6年1月の覚書更新の際に、これまでの関係を強化し、MITJ が関与するプロジェクトの開発計画段階から機構が関与するとともに、機構が日本企業参画の一元的な窓口の役割として位置づけられたことは、特筆すべき成果と言える。</p> <p>MRTJ との覚書については、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺における TOD の計画策定を支援するものであり、ジャカルタ市内の交通渋滞等の社会課題解決と、日本企業の参画機会の創出につながるものとして、相手側が大いに期待している。</p> <p>インドネシアのヌサンタラ新首都庁、ウクライナの復興インフラ開</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>インドネシア政府が進めている東カリマンタン州への首都移転計画に関し、情報交換及び意見交換することを主な目的とした覚書を交換し、都市開発分野における公的機関との協力関係を強化した。</p> <p>令和6年2月にウクライナの復興インフラ開発庁と、復興まちづくりの推進及び協力に係る覚書を交換し、東日本大震災からの復興まちづくり等に関する知見の提供などを通じ、復興に向けた取組へ協力することで合意した。</p> <p>中国については、平成29年度に中国建設科技集団と交換した覚書に基づき、既存住宅改修モデルプロジェクトへの技術支援及び日本企業参画支援を実施した。令和5年12月に同覚書を更新し、技術支援を継続することで合意した。</p> <p>その他、新規の関係構築として、ベトナムについては令和5年5月にホーチミン市ワークショップにおいてTODに関する講演を実施し、同市からTODへの支援依頼を受けパイロットプロジェクト検討を開始、令和6年3月に同プロジェクトに関する提案を実施した。</p> <p>インドについては、ムンバイ港湾公社と都市開発の分野における連携について協議を進めているほか、令和6年3月に独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）発注によるムンバイメトロ11号線建設事業準備調査について、民間事業者からの要請に基づき、民間事業者4者との共同企業体を組成して応募し、契約相手方に選定された。</p>	<p>発庁の2件の覚書については、いずれも国家的な事業等として、機構の持つ幅広い都市開発の知見を活かした支援及び日本企業の進出を求められているものである。インドネシア新首都及びウクライナはいずれも政策的意義が非常に高く、かつ機構が持つ唯一無二の知見を活用できることから、高く評価できる覚書交換である。</p> <p>中国建設科技集団の案件については、住宅改修に係る現地ショールームへの日本技術の展示について、日本企業への意向確認及び取次ぎを実施し、日本企業の進出支援につながるなどの成果を得たことで、引き続き支援要請があり、覚書の更新につながった。</p> <p>新規の関係構築として、ベトナムのホーチミン市における日本のTODに関する講演は現地の関心も高くメディアにも取り上げられたことで、講演をきっかけとした関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりを得た。</p> <p>インドのムンバイの案件については、社会課題となっているムンバイの交通渋滞の解決に大きく寄与するとともに、日本企業の高い進出意欲を後押しするものであり、大変重要な業務の受託である。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>このほか、機構が事務局を務める官民プラットフォームの J-CODE では、令和4年度に作成した改革アクションプランに基づき、「J-CODE 案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、在外大使館国土交通省アタッシェによる情報共有セミナーを4回開催したほか、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構（以下「JOIN」という。）、公共団体等約80名が集まる全体交流会を2回開催した。また、ホーチミン不動産協会との民民マッチングセミナーを4回開催し、日本企業の参画を求めるベトナム側企業6社の案件を紹介するなど、日本企業の海外進出に向けた情報提供を31回実施し、積極的に支援を行った。さらに、J-CODE のホームページ及びリーフレットをリニューアルし、日本語、英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語に対応させ、情報発信を強化した。</p> <p>JICA とは、令和3年度に交換した覚書に基づき、日本型 TOD の海外展開に向けた共同検討や、JICA が行う川上段階でのマスタープラン策定などを日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。また、JICA が行う ODA による TOD プロジェクトについて、J-CODE 会員企業へセミナー等を通して情報提供を行うなど、案件形成に向けた連携を推進した。</p> <p>また、令和4年度から引き続きインドネシアとフィリピンにおける</p>	<p>官民プラットフォームの J-CODE では、昨年度より引き続き「改革アクションプラン」を実行し、会員企業へのきめ細かな意見交換等を通じた会員企業の要望の汲み上げにより、官民連携のプラットフォームの効果が最大限発揮され、日本企業の海外進出に繋げるための役割が強化された。また、情報発信機能の強化は、新規会員企業の加入や新規案件形成につながるものと期待できる。</p> <p>JICA との連携については、JICA の ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援など、JICA が行う川上段階での案件に事業者としての機構の知見を反映させて日本企業に共有を図ることで、日本企業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトへ参画については、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見を提供し、民間事業者と相互補</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>JICA の技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地へ渡航して民間事業者と連携及び役割分担しながら計画策定支援を推進した。</p> <p>なお、機構は昭和 54 年度から JICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、令和 5 年度はインドネシアとタイに職員を派遣している。</p> <p>JOIN とは、令和 5 年 5 月に日本企業の海外インフラ市場への参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、機構が持つ住宅・都市開発事業の知見と JOIN が行う日本企業に対する共同出資による支援を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協力を進めた。</p> <p>人的支援に関しては、前述の JICA 長期専門家のほか、JICA 本部や JOIN 等への職員派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、派遣先で得た知識と経験を職員間で共有するため、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。</p> <p>機構の海外展開支援に関係する研修・視察について、令和 5 年度は 77 の国と地域に対して 81 回受け入れた。</p> <p>研修・視察のうち、海外へ向けた国際会議やセミナー等における講演・出展等を 22 回実施した。海外で開催された国際会議やセミナー</p>	<p>完しつつ業務を効率的に推進した。</p> <p>JICA 長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。</p> <p>JOIN との連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力を行い案件形成することで、JOIN による出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。JOIN との覚書交換により、過年度から連携している JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援に、機構の持つ住宅・都市開発の知見を組み合わせ、さらに JOIN の日本企業に対する共同出資による支援と組み合わせることにより、日本企業に対する「川上から川下まで」切れ目のない支援の枠組みを構築した。</p> <p>人的支援については、各機関へ職員を派遣することで、機構の都市開発等にかかる知見やノウハウの共有と、機構の認知度向上につながった。人材育成面についても、派遣先で得た知識と経験の共有により、海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のノウハウが蓄積し、組織力向上につながった。</p> <p>海外へ向けた国際会議やセミナー等での講演・出展については、海外の国際会議等へ招聘される機会が増加し、講演をきっかけとした新たな関係構築に繋がるなどの成果につながっている。ベトナムのホーチミン市における日本の TOD 開発に関する講演は現地メディアにも</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>等での講演に加え、海外の要人が訪日する G7 都市大臣会合や日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合などの国際会議等の機会を活用し、知見を提供した。</p> <p>上記のほか、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの研修・視察の受入れを 59 回実施し、約 850 人を案内した。海外の政府機関や事業者等のカウンターパートへの事例紹介のほか、令和 6 年 2 月のカンボジア副首相へのみなとみらい地区及びニューヴェル赤羽台・UR まちとくらしのミュージアム案内など、訪日した各国の要人に対する視察案内も積極的に実施した。</p> <p>このうち、JICA 等が実施する開発途上国の技術者等を対象とした研修プログラムでの講義を 22 回実施し、273 人が受講した。座学や現場での講義を通じ、TOD 事業や密集市街地の整備改善事業など、開発途上国が直面している都市課題についての機構や日本の知見を提供した。</p> <p>令和 5 年 2 月に発生したトルコ・シリア地震への対応として、令和 5 年 10 月に JICA によるトルコ復興計画支援・調査団の一員として 2 名の職員を被災地のカフラマンマラシユ市に派遣した。現地では阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興の取組についての講演や、建築家協会との意見交換、市職員及び現地学生とのワークショップ等を実施した。</p> <p>また、令和 6 年 2 月には、JICA のウクライナ緊急復興・復旧プロジェクトにより訪日した地方・国土・インフラ発展省や復興インフラ開発庁、各都市の市長などからなる視察団に、機構による東日本大震災などでの復興まちづくり支援について</p>	<p>取り上げられ、TOD への関心の高さを示すとともに、講演をきっかけにホーチミン市から TOD への支援を依頼されるなど、新たな関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりにもなっている。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートに現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、タイやインドネシアなど、各国との関係構築や計画推進に大きく役立てることができた。また、JICA の研修プログラムは様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に貢献している。</p> <p>トルコやウクライナへの復興支援では、機構が東日本大震災等の支援を通じて培った復興まちづくりの知見に期待を寄せられており、被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A 評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>の説明を実施した。</p> <p>これらの海外展開支援に関する講演・出展や視察・研修の受入れにより、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。					